

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年12月20日（平成28年（行個）諮問第182号）

答申日：平成29年2月16日（平成28年度（行個）答申第178号）

事件名：特定日に本人が行った登記原因更正登記申請の却下事由の詳細が分かる文書の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定日Aに横浜地方法務局港北出張所に申請した特定住所の土地・家屋合計4件に関する登記原因更正登記申請について発生している却下事由の詳細が判るもの。」に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、「開示請求者が特定日Aに横浜地方法務局港北出張所に申請した所有権更正登記に関して当該出張所が特定日Bに作成した文書」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した決定については、「特定日C付けで横浜地方法務局港北出張所から審査請求人に対して送付したはがきの写し」に記録された保有個人情報を対象として、改めて開示決定等をすべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年10月20日付け総第1576号により横浜地方法務局長（以下「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、特定日C付け横浜地方法務局港北出張所の通知の情報開示をせよ。

#### 2 審査請求の理由

(1) 横浜地方法務局総務課情報係が平成28年11月2日付けで開示した、横浜地方法務局港北出張所（以下「港北出張所」という。）の「特定日A付け・特定受付番号登記原因更正登記について開示された特定日B付けの情報」（審査請求人には知らされていない）は古いものである。その後、港北出張所は特定日C付けで再び審査請求人に対し上記登記原因更正登記の受付日・受付番号を知らせることなく、審査請求人（登記権利者）に対し取下書提出と却下決定についての新たな期限延長通知をしている。

故に、これが受付日時・受付番号・却下理由についての港北出張所所有の最新の情報（当該情報について不作為のもの）である故、特定日C

付け港北出張所の通知の情報開示をせよ。

- (2) 審査請求人（登記権利者）が港北出張所に郵送で提出した「登記原因更正登記申請」は特定日 A に受け付けられた。

そこで審査請求人は特定日 A に当該港北出張所に連絡をとったところ、電話に出た特定役職から「特定日 D 過ぎに連絡するように」と告げられた。その時、その間に法務局からの通知があるということは、一言も言われなかった。

故、その間に法務局からきた通知は受領すべきか否かも判然としないため、封書中身が何であるかを封書表に明記したうえで再び郵送してほしい旨封書表に明記したうえで再び郵送してほしい旨封書表に記載し返送した。（審査請求人は、裁判所からの中身の分からぬ封書を開封したばかりに、審査請求人が申し立てたこともない事件に巻き込まれ、最高裁判所まで回され、いまだに解決しないでいる、という苦い思いをしており、以来封書の中身を表に明記しないもので知らされてもいない封書は受け取らない、と関係部所に連絡、中身を明記してもらっている。故、その旨封書表に明記し返送、再配達を待ったが、再配達がないため不要な封書であったのだと判断した。）

その後、当該港北出張所から突然「登記権利者申請の登記原因更正登記（当該法務局から登記権利者に対し当該登記原因更正登記手続をする旨の約束が存在していた）は、取り下げるか、却下にするかの選択」を迫る旨の通知があった時点で、審査請求人は当該登記原因更正登記の登記受付日時・受付番号と却下理由を知らせてほしい旨、連絡したが、審査請求人からの特定日 E 付け（特定月 F を特定月 G と書き間違えている）連絡にもあるように、特定日 E 時点でも連絡がないため情報開示に及んだ次第である。

ところが、その開示内容中に「特定日 H までに取下手続をとらねば、却下手続に入る」旨の記載があった。

然るに事実は、この「特定日 H までに」の通知があった後に、同港北出張所より「取下手続延期」のハガキが届き、その中で同法務局は「特定日 E まで取下手続を延期する」旨の連絡通知をしている。

その後、審査請求人は「交換的変更による一部取下げ」の書面を特定日 E 付けで当該港北出張所に送っている。それに対する（是非）の回答はない。

ところで却下手続決定の日時は、後ほど行政救済制度を利用するときの申請書提出期間を大きく左右するものである。

よって、港北出張所が審査請求人に通知した取下書提出期限及び却下日時が、審査請求人が 11 月 2 日に受領した情報開示決定のコピーと異なることになる故、訂正のうえ最新の日付のものに再発行していただき

たく申し立てます。

個人情報開示決定に記載（あるいはその複製）される情報は最新のものでなければ、情報の開示とならないと存じます。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求について

本件は、開示請求者が「特定日Aに横浜地方法務局港北出張所に申請した所有権更正登記に関して当該出張所が特定日Bに作成した文書」を対象として、横浜地方法務局長（処分庁）が行った、法18条の規定に基づく開示決定（原処分）に関して、開示請求者（審査請求人）から行政不服審査法（平成26年法律68号）に基づく法務大臣に対する審査請求が、処分庁経由で提出されたものである。

なお、審査請求書の表題は「異議申立書」となっているが、法務大臣に対する審査請求書である旨を、処分庁を通じて審査請求人に確認している。

また、審査請求書には「処分庁の教示の有無」について「無」と記載しているが、本件原処分の通知書には、当該処分に不服がある場合の審査請求、処分取消訴訟等に関する教示事項が明記されているところ、審査請求人は同通知書を受領しており、当該記載は誤りと解される。

#### 2 本件原処分及びその妥当性について

本件における当初の開示請求内容は、「特定日Aに横浜地方法務局港北出張所に申請した（特定住所の）土地・家屋合計4件に関する登記原因更正登記申請について発生している却下事由の詳細が判るもの」である。

その趣旨は、審査請求人が特定日Aに行った不動産登記申請について、却下事由が存在するため、港北出張所から、申請を取り下げるよう促す連絡をしたところ、申請を取り下げるために当該申請の受付年月日及び番号並びに発生している却下事由を知る必要がある、とするものである。

このことから、処分庁においては、港北出張所から特定日B付けで審査請求人に対して送付したはがき（以下「特定日B付けはがき」ともいう。）（不在のため審査請求人には不達）を、請求の対象となる保有個人情報として特定し、開示決定を行ったものである。

はがきには、審査請求人が特定日Aに行った登記申請の受付年月日及び番号が記載されており、また、当該登記申請について、審査請求人に申請権限がない（不動産登記法25条4号に規定する却下事由に該当）ことから、登記を完了することができない旨が記載されており、審査請求人が開示を求める内容に合致するものといえる。

一方で、審査請求人は、審査請求書において、特定日B付けはがきではなく、「特定日C付けで横浜地方法務局港北出張所から審査請求人に対して送付したはがき」（なお、当該はがきは審査請求人において受領済み。）を開示するべきである、としている。

その理由は、当該はがきの方が日付が新しく、したがって、登記申請の受付年月日及び番号並びに却下事由に係る情報も、最新の情報が記載されているためである、とするものである。

しかしながら、当該はがきには却下事由に係る記載はあるものの、登記申請の受付年月日及び番号の記載はない。

また、申請書の受付番号は、申請書が登記所に提出されたときに付さなければならないとされており（不動産登記法19条）、その後に変動するものではない。

さらに、却下事由についても、申請書内容が申請時と変わりがない以上、変動する余地はない。

したがって、日付の新しいはがきには、登記申請の受付年月日及び番号並びに却下事由に係る最新の情報が記載されているとする審査請求人の主張は失当であり、審査請求人が求める、登記申請の受付年月日及び番号並びに却下事由に係る情報が記載されたものとして、特定日B付けはがきを開示した原処分は妥当であると解される。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年12月20日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成29年1月30日 審議
- ④ 同年2月14日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、「特定日Aに横浜地方法務局港北出張所に申請した特定住所の土地・家屋合計4件に関する登記原因更正登記申請について発生している却下事由の詳細が判るもの。」に記録された保有個人情報（本件請求保有個人情報）の開示を求めるものである。

処分庁は、「開示請求者が特定日Aに横浜地方法務局港北出張所に申請した所有権更正登記に関して当該出張所が特定日Bに作成した文書」に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定し、開示する決定を行ったが、これに対して、審査請求人は「特定日C付け横浜地方法務局港北出張所の通知（特定日C付けで横浜地方法務局港北出張所から審査請求人に対して送付したはがき）」に記録された保有個人情報を開示すべきとしているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

##### 2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

- (1) 審査請求人は、「特定日C付けで横浜地方法務局港北出張所から審査請求人に対して送付したはがき」に記録された保有個人情報を開示すべ

きであると主張するのに対し、諮問庁は、当該はがきについて、特定日B付けはがきに記載された内容である本件対象保有個人情報と比して、新しい情報はなく、登記申請の受付年月日、番号及び却下事由に係る最新の情報が記載されているとする審査請求人の主張は失当で、これを開示しなかったのは妥当である旨説明するが、「特定日C付けで横浜地方法務局港北出張所から審査請求人に対して送付したはがき」に記録されている保有個人情報が本件請求保有個人情報に該当するものであれば、たとえ、それが本件対象保有個人情報と比して、新しい情報を含むものではなかったとしても、本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報として特定されるべきであり、この点において、諮問庁の説明は採用できない。

(2) したがって、審査請求人の主張を踏まえつつ、港北出張所において、本件対象保有個人情報の外に、本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を保有しているか否かについて、改めて検討すると、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、港北出張所においては、「特定日C付けで横浜地方法務局港北出張所から審査請求人に対して送付したはがきの写し」を保有しているとのことであった。

(3) そこで、当該はがきの写しについて、諮問庁から提示を受け、当審査会において確認したところ、当該はがきの写しには、その表面と裏面がコピーされていて、その表面の写しには、宛名として審査請求人の住所、氏名等の記載があり、その裏面の写しには、上記第3の2で諮問庁が説明しているとおり、特定の不動産登記申請に係る受付年月日及び受付番号の記載はないものの、当該不動産登記申請の却下事由を根拠付ける条文を含む却下事由に係る情報が記載されていると認められる。

そして、本件開示請求は、「特定日Aに横浜地方法務局港北出張所に申請した特定住所の土地・家屋合計4件に関する登記原因更正登記申請について発生している却下事由の詳細が判るもの。」に記録された保有個人情報の開示を求めるものであるところ、当該はがきの写しに記載されている特定の不動産登記申請の却下事由を根拠付ける条文については、その条文の規定内容からみて、上記の登記申請の「却下事由の詳細が判るもの」に当たることは明らかであるから、当該はがきの写しに記録された保有個人情報は、本件請求保有個人情報に該当すると認められる。

(4) 以上によれば、「特定日C付けで横浜地方法務局港北出張所から審査請求人に対して送付したはがきの写し」に記録された保有個人情報を対象として改めて開示決定等をすべきである。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定については、横浜地方法務局において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報として、「特定日C付けで横浜地方法務局港北出張所から審査請求人に対して送付したはがきの写し」に記録された保有個人情報を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史